

令和2年11月6日

林弘法律事務所  
弁護士 山中理司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり補正を求めるので、令和2年11月20日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和2年10月26日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年10月28日（水）

3 開示請求書に記載された請求内容

- ① 公証人法施行規則55条1項に基づき、法務大臣が公証人の合同役場の規約を認可した際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）
- ② 公証人の手数料収入を申告させる根拠となっている通達その他の文書（最新版）
- ③ 公証人の手数料収入について、公証人又は公証役場ごとに集計した文書（最新版）
- ④ 平成29年4月25日、同年5月16日及び同年5月23日の参議院法務委員会の国会答弁資料（公証人に関するものに限る。）

4 行政文書の保有状況について

（1）上記①について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省では以下の行政文書を保有しています。

「平成30年度公証人合同役場規約認可関係書類（公証人法施行規則第55条第1項に関するもの）」

（2）上記②について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を法務省本省では保有しておりません。

このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

(3) 上記3③について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省では以下の行政文書を保有しています。

「令和元年 公証事務一覧年表」

ただし、上記行政文書の「件数」、「手数料」等、個別の公証人の業務量を表す情報と認められる部分は、公にすると公証人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに該当することから、不開示となることが見込まれます（情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成26年度（行情）答申第515号等）でも同様の判断が示されています。）。

また、上記行政文書は紙媒体で保存しており、ページ数も1,000ページ弱あることを踏まえると、開示決定までには相当の期間を要することが見込まれます。

(4) 上記3④について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省では以下の行政文書を保有しています。

ア 国会答弁資料（平成29年4月25日及び同年5月23日の参議院法務委員会、公証人に関するものに限る。）（大臣官房人事課保有分）

イ 国会答弁資料（平成29年4月25日、同年5月16日及び同月23日の参議院法務委員会、公証人に関するものに限る。）（民事局保有分）

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4に記載する行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は4件（上記4（1）につき1件、上記4（3）で1件、上記4（4）ア及びイで各1件）、開示請求手数料は1,200円となります。

また、上記4（2）についても請求を維持される場合、開示請求件数は5件、開示請求手数料は1,500円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙1,200円分を受領していますので、開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を収入印紙により納付願います。